

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 20 日

久慈市長 遠 藤 譲 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大川目町・久慈
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数 10 経営体
法人 2 経営体
個人 8 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 将来の農地利用のあり方
 - ・ 担い手に集積・集約化する。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消する。
 - ・ 条件の悪い水田について、ほ場整備事業等活用による状況改善を視野に入れた検討をする。
6. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農地の出し手や受け手双方の農業者の意向を確認しながら、担い手に集積集約化し分散錯圃を解消する。
 - ・ 大川目地区のほ場整備された水田について、大規模な中間管理事業の活用による担い手組織への集積・集約化を進める。
 - ・ 既存の利用権設定の終期を迎える農地は、原則として農地中間管理事業を活用する。
7. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 現在、中心となる経営体はそれぞれの経営を行っているが、今後、更なる地域の担い手として農業振興を図るため、担い手組織による法人の設立を行った。この法人を中心に、低コスト化を図り、農地の集積を推進する。
 - ・ 地域内で生産された農産物を活用し、軽トラック市などを開催することで、地場消費及び 6 次産業化を図る。
 - ・ 個々の過剰投資抑制や効率的な営農を図るため、共同利用施設・機械の整備を行い、今後懸念されている離農者等の農地の受け皿として地域農業を支

えていくこととする。

- 水田を活用した水稲以外（飼料用米、WCS）作付けによる耕畜連携を図る。
- 地域内農家相互の連携を図る。
- 軽トラック市の開催環境の整備を図る。
- 補助事業等を活用した農事組合法人組織等の機械整備を計画する。
- 大川目町河南の耕作放棄地の解消に向けて、整備の可能性について検討する。